

第166号議案

令和2年度 長崎市一般会計補正予算(第13号)

目 次

ページ

《10款 教育費 6項 社会教育費 》

2目 公民館費

[歳出・繰越明許費の補正]

【単独】公民館施設整備事業費 大型公民館…………… 1 ～ 5

【単独】公民館施設整備事業費 地区公民館…………… 6 ～ 9



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
48～49	10 教育費	6 社会教育費	2 公民館費	2-1	【単独】公民館施設整備事業費 大型公民館	千円 7,600

1 概 要

平成30年6月に発生した大阪北部地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、全庁的にブロック塀の構造調査等を実施したところ、西公民館のブロック塀が建築基準法不適合と判明したため、安全対策として改修工事を行うもの。

2 事業内容

施設名	施工内容	事業費(千円)
西公民館	ブロック塀改修 ・L=49m ・既存ブロック塀撤去 ・目隠しフェンス設置	7,600

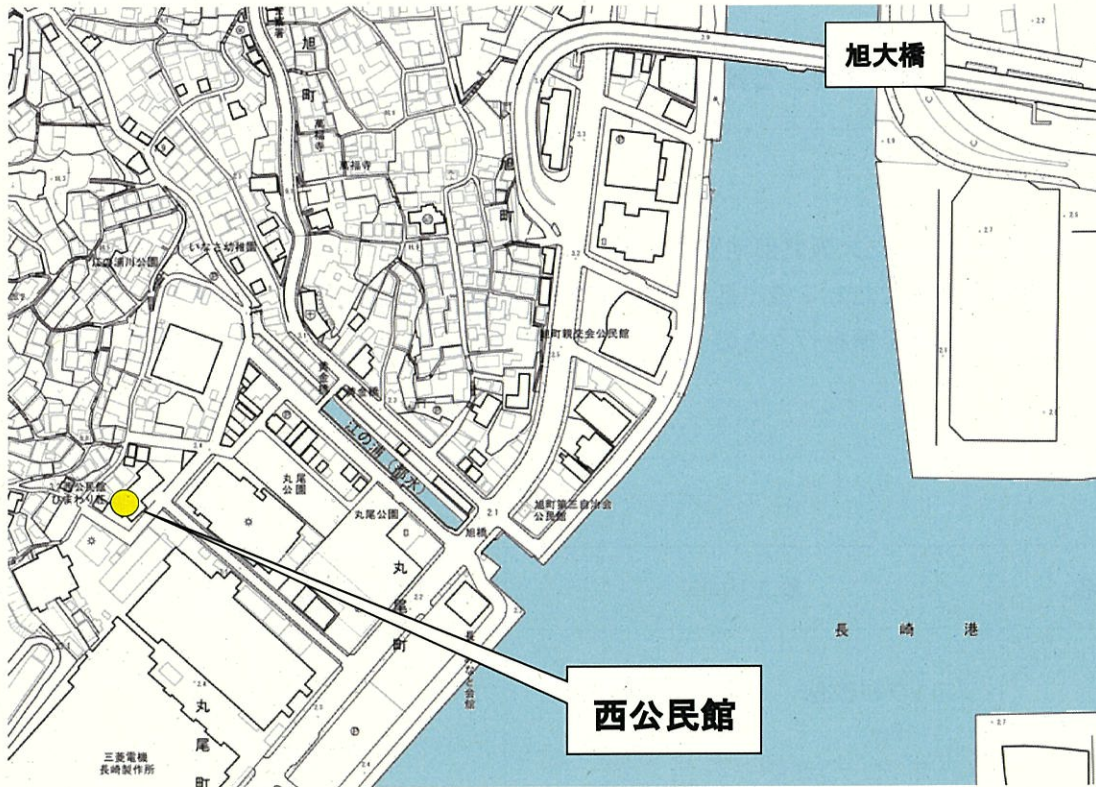
3 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
当初予算	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
11月補正	7,600	—	—	5,700	—	1,900
補正後	7,600	—	—	5,700	—	1,900

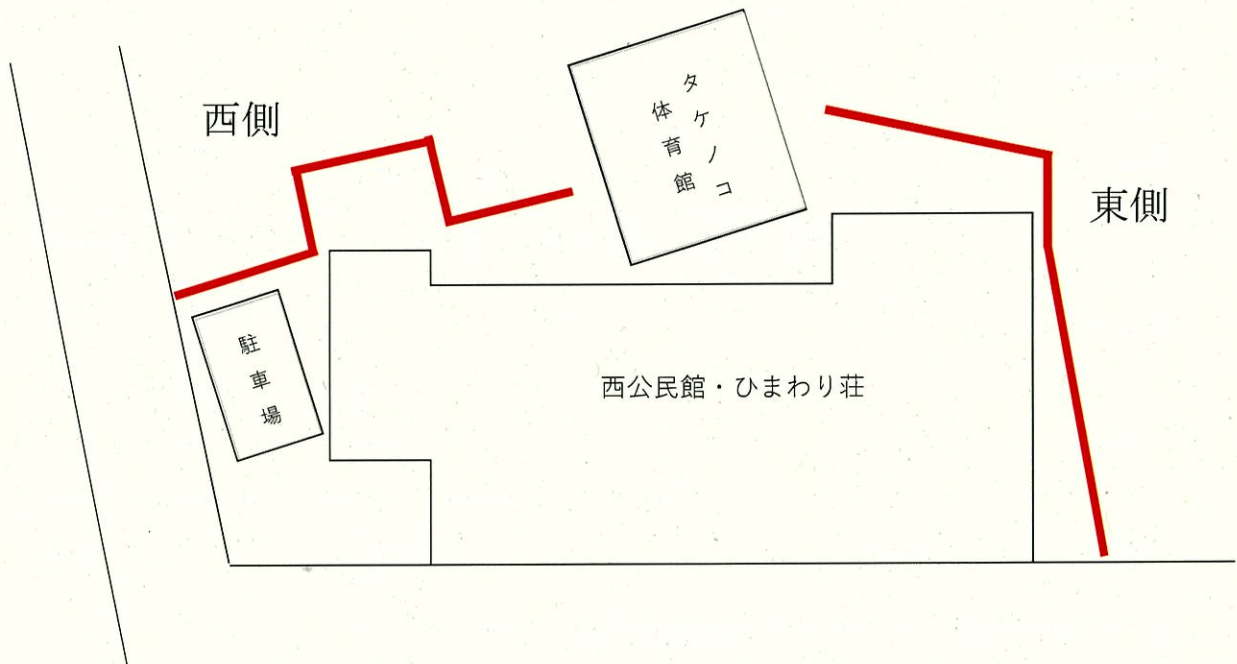
※一般単独事業債 充当率75% (交付税措置率 - %)

4 位置図

(1) 西公民館位置図



(2) ブロック塀位置図



※朱書きした箇所がブロック塀

5 現況写真

【東側】

(遠景)



(劣化状況)

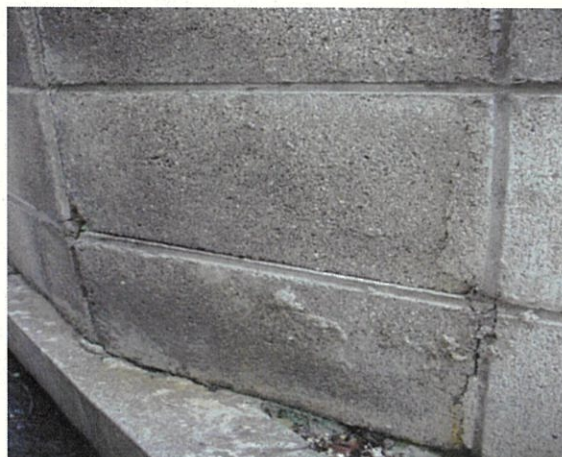


【西側】

(遠景)



(劣化状況)



※民家と隣接しているため、プライバシーに配慮し、目隠しフェンスを採用する。

6 判定基準

建築基準法による判定基準		西公民館の判定結果
塀の高さ	・ブロック塀 2.2m以下	適合(1.15m)
	・レンガ塀 1.2m以下	該当なし
厚さ	・ブロック塀 15cm以上 (高さ2m以下の塀は、10cm以上)	適合
	・レンガ塀 塀の高さの1/10以上	該当なし
控え壁	・ブロック塀 高さ1.2mを超えるものは、控え壁が必要。 控え壁の設置間隔は、3.4m以下ごとに設置。 高さの1/5以上の突出が必要	該当なし
	・レンガ塀 控え壁が必要(塀の厚さが、塀の高さの1/10 の1.5倍以上ある場合を除く)。間隔は4m以下 ごとに設置。壁の厚さの1.5倍以上の突出 が必要	該当なし
基礎	・ブロック塀 基礎が必要。高さ1.2mを超えるものは、丈 が35cm以上の基礎が必要。根入れの深さは 30cm以上	該当なし
	・レンガ塀 基礎が必要。根入れの深さは20cm以上	該当なし
鉄筋	・ブロック塀 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横と も80cm間隔以下での配筋が必要。壁頂及び 基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に 同径以上の鉄筋を配置し、鉄筋の端部はかぎ 掛けが必要	不適合(壁頂、壁端、末端のかぎ 掛け、基礎)

【繰越明許費】予算説明書 76～77 ページ

10款 教育費 6項 社会教育費 2目 公民館費

(単位:千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
【単独】公民館施設整備 事業費 大型公民館	補正後 予算現額	7,600	—	—	5,700	—	1,900
	支出予定額	—	—	—	—	—	—
	繰越明許額	7,600	—	—	5,700	—	1,900
繰越事由	ブロック塀改修工事が年度内に完了しない見込みであるため。						
繰越箇所の完了予定	令和3年6月						

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
48~49	10 教育費	6 社会教育費	2 公民館費	2-2	【単独】公民館施設整備事業費 地区公民館	千円 5,400

1 概 要

平成30年6月に発生した大阪北部地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、全庁的にブロック塀の構造調査等を実施したところ、野母崎樺島地区公民館のブロック塀が建築基準法不適合と判明したため、安全対策として改修工事を行うもの。

2 事業内容

施設名	施工内容	事業費(千円)
野母崎樺島地区公民館	ブロック塀改修 ・L=133m ・既存ブロック塀撤去 ・メッシュフェンス設置 ・目隠しフェンス設置	5,400

3 財源内訳

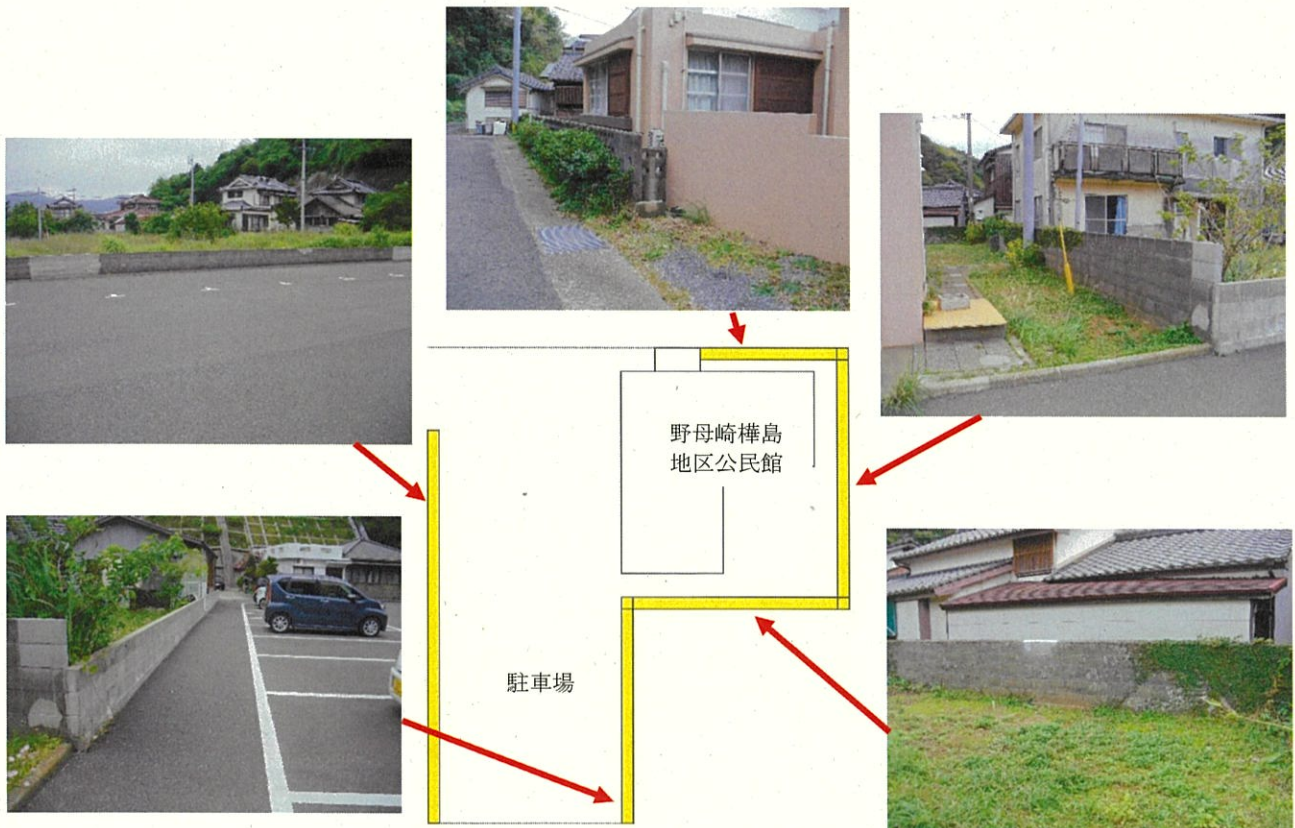
区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
当初予算	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
11月補正	5,400	—	—	5,400	—	—
補正後	5,400	—	—	5,400	—	—

※過疎対策事業債 充当率 100%(交付税措置率 70%)

4 位置図



5 状況図・写真



6 判定基準

建築基準法による判定基準		野母崎樺島地区公民館の判定結果
塀の高さ	・ブロック塀 2.2m以下	適合(0.64m、1.0m、1.2m、1.23m)
	・レンガ塀 1.2m以下	該当なし
厚さ	・ブロック塀 15cm以上 (高さ2m以下の塀は、10cm以上)	適合
	・レンガ塀 塀の高さの1/10以上	該当なし
控え壁	・ブロック塀 高さ1.2mを超えるものは、控え壁が必要。 控え壁の設置間隔は、3.4m以下ごとに設置。 高さの1/5以上の突出が必要	不適合(間隔、突出、高さ)
	・レンガ塀 控え壁が必要(塀の厚さが、塀の高さの 1/10の1.5倍以上ある場合を除く)。間隔は 4m以下ごとに設置。壁の厚さの1.5倍以上 の突出が必要	該当なし
基礎	・ブロック塀 基礎が必要。高さ1.2mを超えるものは、丈 が35cm以上の基礎が必要。根入れの深さ は30cm以上	不適合(深さ、丈)
	・レンガ塀 基礎が必要。根入れの深さは20cm以上	該当なし
鉄筋	・ブロック塀 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横 とも80cm間隔以下での配筋が必要。壁頂及 び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には 縦に同径以上の鉄筋を配置し、鉄筋の端部 はかぎ掛けが必要	不適合(壁項、壁端、控え壁の縦筋、横 筋、基礎)

【繰越明許費】予算説明書 76～77 ページ

10款 教育費 6項 社会教育費 2目 公民館費

(単位:千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
【単独】公民館施設整備 事業費 地区公民館	補正後 予算現額	5,400	—	—	5,400	—	—
	支出予定額	—	—	—	—	—	—
	繰越明許額	5,400	—	—	5,400	—	—
繰越事由	ブロック塀改修工事が年度内に完了しない見込みであるため。						
繰越箇所の完了予定	令和3年6月						